

障害のある子どもへの支援

手帳

身体障害者手帳

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

身体に障害がある人が、法律に基づく各種サービスを利用するときに必要な手帳です。

対象者 身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人

療育手帳

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

知的障害がある人が、法律に基づく各種サービスを利用するときに必要な手帳です。

対象者 県こども家庭センターにおいて知的障害の判定を受けた人
※年齢制限などはありません。

精神障害者保健福祉手帳

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

日常生活や社会生活に障害がある人が、法律に基づく各種サービスを利用するときに必要な手帳です。

対象者 精神疾患を有する人(知的障害者を除く)のうち、日常生活や社会生活に制約がある人

手当・助成・給付

重度心身障害者医療費助成

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

医療機関ごとに1日200円(入院は14日、通院は月4日まで、それ以降は無料)の一部負担金の支払いで治療が受けられます。(入院時の食事は除く)(精神障害者の人は通院のみ助成)

対象者 ●身体障害者手帳1～3級、療育手帳(A、A、B)を持っている人
●精神障害者保健福祉手帳の1級を持っており、かつ、自立支援医療(精神通院)を受給している人(所得制限あり)

新規申請 手帳の交付を受けた後

✓ 必要な物

- ☒ 障害者手帳
- ☒ 医療保険の資格情報のわかるもの(健康保険証、マイナポータルの医療保険資格情報画面の写し、医療保険者の交付する「資格情報のお知らせ」等)

※課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります。

障害児福祉手当

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

障害児福祉手当(月額16,560円)を支給します。

対象者 心身に重度の障害があるために、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の人

更新申請 8月
別途、障害程度の更新があります。
※新規申請など詳しくは上記問い合わせ先まで

☆★ こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー

主に小学生を対象に、さまざまな仕事を体験する講座を開催しています!

令和7年度の講座の様子

※詳しくはP8～9をご覧ください



和菓子職人



歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士

特別児童扶養手当

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

特別児童扶養手当(月額で対象児童一人あたり58,450円(1級)あるいは38,930円(2級))を支給します。

対象者 20歳未満で、身体、知的または精神に重度の障害または中度の障害がある児童を養育している人

更新申請 8月
別途、障害程度の更新があります。
※新規申請など詳しくは上記問い合わせ先まで

重症心身障害児福祉年金

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

重症心身障害児福祉年金(対象児童一人あたり月額2,250円)を支給します。

対象者 ●20歳未満で、身体障害者手帳1～3級、療育手帳④、A、⑧のいずれかを持っている
●児童を養育している人で、三原に3ヶ月以上お住いの人

新規申請 手帳の交付を受けた後

☑ 必要な物

- ☒ 養育者の預金通帳
- ☒ 身体障害者手帳または療育手帳

重度心身障害者介護手当

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

重度心身障害者介護手当(月額2,000円～3,000円)を支給します。

対象者 5歳以上20歳未満で身体障害者手帳に肢体不自由1級の記載のある人のうち、自力での起居や移動が困難な人及び療育手帳の交付を受け、その程度が④と記載のある人

更新申請 8月

補装具の交付・修理・貸与

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

対象者 身体障害者手帳の交付を受けている人または難病患者等

概要 義足、車いす、補聴器などの交付・修理・貸与を行っています。(給付限度額あり)

費用 原則として1割負担となり、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。(市民税非課税世帯および生活保護世帯は無料)

日常生活用具の給付

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

対象者 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人または難病患者等

概要 重度の障害者の日常生活がより円滑に行われるよう用具の給付を行っています。(給付限度額あり)

費用 原則として1割負担となり、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。(市民税非課税世帯および生活保護世帯は無料)

子育て発達相談窓口(令和8年10月からスタート)

問 障害者福祉課

☎0848-67-6060 FAX 0848-64-2130

障害のある子、発達が気になる子の子育ての悩みや困りごと、必要な福祉支援について専門職員が一緒に考えます。

場所 こども発達支援センターのぞみ
三原市西野三丁目8番18号

日時 火曜日・金曜日
15時30分～17時30分

予約 事前に障害者福祉課にご連絡ください。

住宅改修費の給付

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

対象者 下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある学齢児童以上の人で3級以上の身体障害者手帳を持っている人または難病患者等

概要 小規模な住宅改修費を20万円を限度に給付します。（1人につき1回限り）

費用 原則として1割負担となり、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。（市民税非課税世帯および生活保護世帯は無料）

補聴器購入費等の助成

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

対象者 次のいずれも満たす人
①三原市に住民票がある18歳未満の人
②原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上である人
③身体障害者手帳の交付の対象とならない人

概要 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中程度の難聴児に、補聴器の購入・修理等に要する費用の3分の2を助成します。

交通・移動

障害者優待乗車証

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

対象者は、障害者手帳と乗車証と一緒に提示することにより、三原市域内を運行する路線バスに無料で乗車できます。介護者を1人つけることができます。

対象者 三原市に居住し、次の手帳を所持している人
●1種の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

障害者優待乗船券

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

三原市鷺浦町に居住する次の対象者は、三原港・須波港・向田港・小佐木港・鷺港のいずれかの区域に、割引運賃で乗船できます。

対象者 障害者優待乗車証（上記）の対象者と同じ

重度障害者タクシー券

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

申請により、対象のタクシーで使えるタクシー券を交付します。

対象者 三原市に居住し、次の手帳を所持している人
●身体障害者手帳（肢体不自由1級）
●療育手帳（A）
●精神障害者保健福祉手帳1級
※肢体不自由1級とは身体障害者等級表に定める1級に該当するもの

小児慢性特定疾患等治療通院交通費補助

問 子育て支援課 ☎0848-67-6045

小児慢性特定疾患治療研究事業または特定疾患治療研究事業の対象疾患として認定された18歳未満の児童を、その疾患のために市外の医療機関へ通院させる保護者に対し、同伴する保護者の交通費の一部を補助します。

対象者 三原市に居住し、小児慢性特定疾患医療受診券または特定療患医療受給者証の交付を受けている18歳未満の児童の保護者
※所得制限があります。

思いやり駐車場利用証の交付

問 社会福祉課 ☎0848-67-6058

※妊産婦への交付はP27に掲載
設置（管理）者の協力により「思いやり駐車場」として登録のある専用駐車スペースを必要とする障害者などを対象に、利用証を交付する制度です。

対象者 身体障害者手帳（※1）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人または難病患者（特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者）

☑ 必要な物

☑各種手帳 ☑受給者証
※代理人の場合は、代理人の本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード等）

※1 身体障害者手帳が交付されている場合でも、障害区分の等級により対象とならない場合があります。詳しくは、上記問い合わせ先まで

ボランティア活動

問 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター ☎0848-67-9339 FAX 0848-63-0599

活動名	対象者	内容
点訳 ボランティア活動	視覚障害のある人	視覚に障害のある人が、指先の感覚で文字を読むことができるように、普通の文字を「点字」に変え、生活に必要な情報を提供します。
朗読・音訳 ボランティア活動	視覚障害のある人	視覚に障害のある人のために、図書などをCDに収録して「録音図書」を製作する活動や、個人の依頼により希望の図書や資料を読む「対面朗読」があります。
布の絵本遊具 製作貸出	障害のある人、 幼児、児童	視覚障害や知的障害のある子どもたちのために、手でさわって形などが分かるように立体感のある絵本を手作りし、貸し出しをします。
行事・イベント ボランティア活動	どなたでも	地域行事・イベント・施設内での年中行事などで一緒に楽しめます。

障害福祉サービス・障害児通所支援事業等の利用

問 障害者福祉課 ☎0848-67-6060

障害のある子どもが地域で安心して生活できるよう、次のようなサービスや支援を受けることができます。

- 内容**
- ホームヘルプサービス、短期入所などの障害福祉サービス
 - 日中一時支援、移動支援などの地域生活支援事業
 - 障害児療育機関へ通所し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活への適応訓練等を受ける障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）

相談窓口

名称	所在地	電話番号
障害者生活支援センタードリームキャッチャー	城町一丁目2番1号 総合保健福祉センター内 3階	0848-63-3319
地域生活支援センターさ・ポート	港町三丁目19番6号 3階	0848-62-1736
きぼう相談支援事業所	明神一丁目18番1号	0848-63-4563
Piano2 相談支援事業所	宮浦三丁目6番2号	0848-67-1528
NPO法人けんけん・ぱ	円一町三丁目10番3号	0848-61-5538
障害者相談支援センタータクト	本郷北三丁目4番4号	0848-86-2188
のぞみ相談支援事業所	西野三丁目8番18号	0848-29-7800
相談支援事業所 のぶき	本郷町南方21134番地1	080-4558-1845
相談支援事業所 くるみ	大和町大草9061番地	080-4551-3892
相談支援事業所 かえで	宮浦四丁目10番10号	080-8243-0866
アップル介護サービス相談支援事業所	本町一丁目7番32号	0848-36-5544
ソーシャルサポート Lien	館町二丁目1番7号	0848-38-7002
相談支援事業所ルースプロピア	中之町三丁目18番3号	0848-38-1633
相談支援事業所Aile	田野浦二丁目12番8号	0848-29-3300

コミュニケーション支援事業

問 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター ☎0848-67-9339 FAX 0848-63-0599

活動名	対象者	内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害のある人	聴覚に障害のある人に対して手話通訳を派遣し、コミュニケーション支援をします。
要約筆者派遣事業	聴覚障害のある人	聴覚に障害のある人（おもに病気や事故で成人後に聞こえなくなった人や難聴者）を対象に要約筆者を派遣して、ことばのコミュニケーションを支援します。